

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会
審判委員会 委員長 上川 徹

テクニカルエリアの使用および負傷者発生時の対応について(その3)

2010年7月1日付け「審1006-M0097号」をもって、標記使用および対応について説明しましたが、「1. テクニカルエリアの使用 ②戦術的指示」の中で「特定された通訳の追加的な同行について、大会(リーグ)で規定することができる」としてきました。

しかしながら、円滑な競技運営のために一部競技会ではテクニカルエリアの使用について運用を変更しており、「競技規則」、「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」等に基づき、今般、下記のとおり、その考え方を示します。

つきましては、下記内容をご確認の上、各試合において、これらを遵守いただきますようお願い申し上げます。

なお、本文書を発信するにあたり、前述「審1006-M0097号」は廃止します。

日本サッカー協会および各地域/都道府県サッカー協会にて主催の競技会については、シーズン中のことと存じますが、7月1日以降のしかるべき日(遅くとも8月中)からの施行とし、参加チームはじめ関係者の皆様へ適宜展開、周知徹底いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. テクニカルエリアの使用

① テクニカルエリア(以降、「エリア」)に入ることのできる者

- ・ 大会(リーグ)規定に定められた交代要員数およびチーム役員数の範囲内で、試合前に届けられた者ならびに交代して退いた競技者のみ。

② 戦術的指示

- ・ 「エリア」に入ることのできる者の中から、その都度ただ1人のチーム役員のみが、試合中、「エリア」内において指示を与えることができる。

③ エリア外の活動

- ・ エリアに入る者は、試合中、常にエリアの中にとどまっていなければならない。
- ・ エリアに入る者が、スタンド等で試合を分析した後エリアに入ることは認められない。
- ・ 監督やチーム役員は、主審が承認した場合、競技者の負傷対応のためフィールドに入ることができる。
- ・ エリアに入る者は、ウォームアップやクーリングダウンのためウォームアップエリアに入ることができる。
- ・ 交代要員は、交代のため、第4の審判員の指示に従ってハーフウェーラインのところで待機することができる。

④ 態度

- ・ 監督およびその他エリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。
- ・ エリアに入る者は、常にベンチや椅子に着席していなければならない(②戦術的指示を与える、③エリア外での活動の場合を除く)。
- ・ 審判員の判定等に異議を唱えることは、認められない。

⑤ 無線通信システム

- ・ 競技場内におけるチーム役員とテクニカルスタッフ間の使用は、認められる。
- ・ 監督や選手を含む、出場停止、退場、または退席処分を受けたチーム役員、テクニカルスタッフの使用は認められない。
- ・ 国内法で使用が認められない通信機器の使用は、認められない。また、映像モニター等、試合の映像をベンチ内で見ることのできる通信機器(PCを含む)の使用は認められない。

2. 競技者が負傷した場合の手続き

① プレーの停止

- ・ 主審は、競技者が重傷を負っていると判断した場合、プレーを停止する。

② ドクター等および担架のフィールド入場

- ・ 主審は、治療が必要かどうか負傷した競技者に質問する。
- ・ 負傷した競技者が治療を必要と答えた場合や主審の質問に答えられなかった場合、主審は2名以内のドクター等のチーム役員(通訳を含む)の入場を認める。
- ・ 主審は、ドクター等の意見も参考にし、必要あれば担架を要請する。
- ・ 担架は、主審の合図を受けてから、フィールドに入る(ドクター等と一緒に入場しない)。ただし、頭部の負傷等、緊急な対応が必要と判断した場合、主審はドクター等と担架と一緒に入場させることがある。
- ・ ドクター等が入場した場合、下記③の“例外”を除き、フィールド内での治療は認められず、競技者はフィールド外に退出する(退出を拒んだ競技者は、警告される)。
- ・ 退出した競技者は、プレーが再開後、主審の承認を得てフィールドに復帰する(ボールがインプレー中は、タッチラインからのみ)。

③ 例外

- ・ ゴールキーパーが負傷したとき、ゴールキーパーはフィールド内で治療を受けられる。
- ・ ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し即座な対応が必要なときは、両者共にフィールド内で治療を受けられる。ただし、ゴールキーパーの治療終了後、引き続き治療が必要な場合、フィールドプレーヤーはすみやかにフィールド外に退出する。
- ・ 同じチームの競技者が衝突し、即座の対応が必要なときは、フィールド内で治療を受けられる。治療終了後、フィールド外に退出する必要はない。
- ・ フィールドプレーヤーであっても、重篤な負傷を負った場合、フィールド内で治療を受けられる。

以上

サッカー競技規則より抜粋

<テクニカルエリア>

テクニカルエリアはスタジアムでの試合において用いられるもので、以下に示されるよう、エリア内にはチーム役員と交代要員の座席部分が設置される。
テクニカルエリアの大きさや場所はスタジアムによって異なるが、以下の点を一般的な指針としてここに示す。

- テクニカルエリアは、特定された座席部分から両横に1m(1ヤード)、前方にタッチラインから1m(1ヤード)の範囲である。
- テクニカルエリアを明確にするためにマーキングをすることが勧められる。
- テクニカルエリアに入ることのできる人数は、競技会規定によって規定される。
- テクニカルエリアに入ることのできる者の氏名は、競技会規定に従って試合開始前に特定される。
- その都度ただ1人の役員のみが戦術的指示を伝えることができる。
- トレーナーやドクターが競技者の負傷の程度を判断するため主審からフィールドに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、監督およびその他のチーム役員は、エリア内にとどまっていなければならない。
- 監督およびその他テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。

競技規則の解釈と審判員のためのガイドラインより抜粋

<負傷した競技者>

主審は、負傷した競技者に対応するときには次の手続きを遵守しなければならない。

- 競技者の負傷が軽いと判断した場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。
- 競技者が重傷を負っていると判断した場合、プレーを停止する。
- 負傷した競技者に質問をしたのち、競技者の負傷程度を判断し、競技者の安全を確保して迅速にフィールドから退出させるため、1名または最大2名のドクター等のフィールドへの入場を認めることができる。
- 担架搬送者は、主審の合図を受けてから、担架を持ってフィールドに入る。
- 負傷した競技者をフィールドから安全に退出できるようにしなければならない。
- 競技者は、フィールド内で治療を受けることができない。
- 負傷により出血している競技者は、フィールドから離れなければならない。主審が、止血を十分に確認するまで、その競技者はフィールドに復帰することができない。競技者は、血液のついた衣服を身に付けることは許されない。
- ドクターのフィールドへの入場を認めたときは、競技者は担架に乗って、または歩いて、すぐさまフィールドから離れなければならない。競技者が拒んだならば、反スポーツ的行為で警告されなければならない。
- 負傷した競技者は、試合が再開されたのち、フィールドに復帰することができる。

- ボールがインプレー中、負傷した競技者はタッチラインからフィールドに復帰しなければならない。ボールがアウトオブプレー中であれば、負傷した競技者はいずれの境界線からであっても復帰することができる。
- ボールがインプレー、アウトオブプレーにかかわらず、主審のみが負傷した競技者のフィールドへの復帰を認めることができる。
- 副審または第4の審判員によって復帰の準備ができていると確認されたならば、負傷した競技者に復帰の承認を与えることができる
- その他の理由でプレーが停止されているのではなく、また競技者の負傷が競技規則の違反に起因していないのであれば、プレーが停止されたときにボールがあった場所でドロップボールにより再開しなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、主審はプレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。
- 負傷の対応により空費された時間のすべてがプレーできるよう、前、後半の最後に時間を追加しなければならない。
- カードを提示しようとした負傷した競技者が治療のためフィールドを離れなければならない場合、その競技者がフィールドを離れる前にカードを提示しなければならない。

この規定の例外は、次の場合にのみ適用される。

- ゴールキーパーが負傷したとき。
- ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し、即座な対応が必要なとき。
- 同じチームの競技者がぶつかり、即座の対応が必要なとき。
- 重篤な負傷が発生したとき(例えば、舌が気道を塞ぐ、脳や心臓の震盪、脚の骨折)。